

第 23 回 岩手県環境審議会水質部会 会議録 [要旨]

1 開催日時

平成 27 年 6 月 22 日 (月) 15:10 ~15:47

2 開催場所

盛岡市勤労福祉会館 203 会議室 盛岡市紺屋町 2-9

3 出席者

【委員及び特別委員 (敬称略、50 音順)】

委員

生 田 弘 子

伊 藤 歩

後 藤 均

千 葉 啓 子 (部会長)

特別委員

佐 野 資 郎 (代理: 田村 仁)

安 田 吾 郎 (代理: 奥山 英治)

中 村 仁 (代理: 中井 孝明)

【事務局員 (岩手県環境生活部環境保全課)】

環境調整担当課長 黒 田 農

技 師 藤 原 由 希

技 師 山 岸 孝 気

4 議 事

(1) 審議事項

馬淵川における水生生物保全環境基準の類型指定について

(資料 1-1、資料 1-2 により事務局から説明)

千葉部会長 : ありがとうございます。事務局から馬淵川における水生生物保全環境基準の類型指定について説明がありましたが、質疑、あるいは御意見ございますでしょうか。

生田委員 : 参考までに教えていただきたいのですが、今後類型変更ということはありますでしょうか。

事務局 : 今後水質が非常に良い状態になった場合は、更に上のランクにするという判断もあるかとは思いますが、それも青森県等との協議となります。現状、馬淵川の岩手県内の水域は非常に良い状態であるため、生物 A という判断をしたものです。

生田委員 : 今の気候変動が生じているこの世の中では、川の流れが変わったり水温にも影響が生じるといったようなことが今後あるかもしれません。そのような場合に、例えば類型指定を変更するという事はありますでしょうか。

事務局：基本的には水質汚染の原因として、一つは工業等に係る工場排水など、それから生活排水と大きく二つございますが、現状岩手県側での馬淵川に入っていく水系において工場地帯等はありませんし、新規に工場地帯をつくるという計画も現状ございません。そのため、新たな汚染は現状考えられない状況となっております。それから、人口につきましては、新しく集落ができるとか、あるいは人口が増えるといった要素があれば汚染源としての話は出てきますが、現状は非常に優秀な浄化槽もできてきていますので、万が一人口が増えてしまった場合でも対応できますので、水系を汚染する要素はほぼ無いと考えていただいてもよろしいかと思えます。温暖化の問題は、なんとも言いえないところではあります。温暖化が進むことによって河川が汚染されるというような事例は現状聞いておりませんので、そういった事案は発生しないのではないかと考えております。生物の生息域が変化するというところはございますので、将来的にはA類型の対象としているイワナとかではない魚が繁殖する可能性はあるかもしれませんけれども、現状数年、十年といったスパンで大きく変化することは想定しづらいと思えます。

千葉部会長：その他いかがでしょうか。

それでは、事務局の案でよろしいでしょうか。

(各委員) (異議なしの声)

## (2) 報告事項

生活排水重点対策地域の指定解除について

(資料2、参考資料により事務局から説明)

千葉部会長：ただ今、事務局から説明があったことにつきまして、質疑、あるいは御意見いただきたいと思えます。

生田委員：まさに私たち(カシオペア環境研究会)が平成4年からこの白鳥川の水質調査をいたしております。もう二十数年になるわけですが、平成5年に水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域というものに県から指定を受けました。そこで市ではコンサルタントを頼んで、十年計画を策定し取り組んでおりました。また、その間、下水道の整備ということも行っておりましたし、地域住民の意識を高める活動もしておりましたので、とてもきれいになっておりました。これまで何回か、この水質部会で、きれいになりましたので解除はできないのでしょうかと質問させていただいていました。その際は、解除に関わる規定が無い、ということとずっとお話しさせていただいてきたので、これはずっと指定を受けたままでいやだと感じておりました。この度環境省から解除方法に関する通知があったということで、大変うれしく思っております。ありがとうございます。

事務局：これにつきましては、今回の諮問ではなく、各市役所で計画の終了手続を行っていただくこととしておりますので、そちらが調ってから、この環境審議会へ諮問という流れになりますので、現状はこのようなことを進めていきますという前出しの御報告でございます。

伊藤委員：生活排水対策重点地域は現在県内に何カ所あるのでしょうか。また、後川流域の滝の沢川では、平成22年度、平成23年度目標水質を超過していますが、目安として、何年、目標値を下回れば解除等あればおしえていただきたいです。

事務局：県内で指定されている地域は今回御説明しましたこの2箇所のみとなっております。滝の沢川は確かに水質が上下動するところではありますが、この水域も市役所の方で下水道や農業集落排水などの整備が順次進んできているということで、一時的に目標水質をオーバーしているのですけれども、今後超えることは無いだろうと市役所側でも考えているところでございます。解除基準としては、今後指定を解除した場合でも水質悪化することが無いことと明記されていますので、市役所側にも計画を終了してよろしいかという部分については、しっかり御判断いただくこととなります。

生田委員：類型を指定されていない水域はあるのでしょうか。

事務局：類型というのはいわゆる汚染源がある川の類型指定というものと、水生生物に関する類型指定というものがあまして、若干法律上の位置付けが異なっております。類型指定が無い河川というものもございます。大半は類型指定されておりますが、汚染源が無いところ等は指定しておりません。

千葉部会長：事務局から何かございますでしょうか。

事務局：審議事項及び報告事項ともにスケジュールに基づいて進めていく予定ですが、場合によっては他機関との調整により若干時期が早まる又は遅れることがありますので、その際には別途部会を開催したり、昨年実施したように書面開催というかたちで御意見をいただく場合があるかもしれませんので、その際はよろしく願いいたします。

千葉部会長：それでは、本日の審議は、以上をもちまして終了させていただきます。議事進行に対する委員の皆さまの御協力、ありがとうございました。

事務局：以上で水質部会を終了いたします。ありがとうございました。